

平成23年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

主 唱 内 閣 府

内閣府では、昭和54年の国際児童年を契機として、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開しています。

昨年度から、児童買春や児童ポルノといった福祉犯罪の被害防止も重点課題に加えております。

【寒川町における具体的な取り組み】

1 会議及び研修会

☆寒川町青少年問題協議会会議

実施日 7月6日(水)

内 容 神奈川県青少年保護育成条例改正についての説明
情報交換

☆寒川町青少年環境浄化推進協議会研修会

実施日 6月17日(金)

内 容 小田原少年院において施設の視察

2 青少年育成広報啓発活動

☆寒川町ホームページ掲載

掲載月 7月中

内 容 非行防止活動等の周知

☆懸垂幕・横断幕掲示

期 間 7月中

設置場所 寒川駅駐輪場、寒川東中学校、寒川町役場分庁舎

スロ-ガ-ン 「あたたかい心が育つきれいな町、みんなの努力が実る町」

「思いやる心が君のすばらしさ」

「知らんぷり、大人がつくる、子のマナー」(通年)

実施主体 寒川町青少年環境浄化推進協議会

☆街頭啓発活動

実施日 7月1日(金)午後5時より

場 所 寒川駅

内 容 社会を明るくする運動
(うちわ、チラシの配布による啓発活動)

実施主体 茅ヶ崎地区保護司会(関係団体が協力)

3 青少年愛護キャンペーン活動

☆青少年愛護パトロール

実施日 7月21日(木)

場 所 寒川町内

実施主体 寒川町青少年指導員

※その他 夏休み期間中の毎週金曜日、青色回転灯装備車による愛護パトロール実施予定

4 青少年環境実態調査

☆社会環境実態調査

実施日 7月7日を予定

場 所 寒川町内

実施主体 寒川町青少年環境浄化推進協議会